

格技室（柔・剣道場）・弓道場個人使用ガイド



☆申請方法

総合体育館1階管理事務室窓口にて使用許可申請の受付をいたします。（当日申請のみです）
申請時に施設名（柔・剣道場、又は弓道場）・時間・人数（一般・学生）をお伝えください。また、申請時は、必ず登録カードをお持ちください。

なお、大会等団体利用によりご利用できないこともあるため、空き状況を公共施設予約システムで必ずご確認ください。インターネット環境をお持ちでない方は、お電話で空き状況をご確認ください。

*休館日：月曜日（月曜日が祝日と重なる場合は翌平日）

年未年始（12月29日から1月3日まで）

利用時間：午前9時から午後9時まで（1時間単位）

☆空き状況について

*各施設の空き状況については尼崎市公共施設予約システムからご確認ください。

*尼崎市公共施設予約システムURL <http://www4.pf489.com/amagasaki/web/>

バイコム総合体育館 下線のある施設は案内画面があります。

2019年10月11日 （水）	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25
格技室(柔道場)	-	○	○	x	x	○	○	○	○	○	○	x	x	マンテ	

<<戻る 次へ>>

バイコム総合体育館 下線のある施設は案内画面があります。

2019年10月11日 （水）	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25
格技室(剣道場)	-	○	○	○	○	○	○	x	x	x	x	x	x	マンテ	

<<戻る 次へ>>

バイコム総合体育館 下線のある施設は案内画面があります。

2019年10月11日 （水）	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25
弓道場	-	○	○	x	x	x	x	x	x	○	x	x	x	マンテ	

<<戻る 次へ>>

☆登録カードの有効期限・更新期間

	有効期限	更新期間	更新時の確認書類
学生	毎年3月31日	4月1日以降	学生証又は生徒手帳 ※住所の記入がない場合は、免許証・健康保険証等も合わせてお持ちください。
一般	登録日より3年間	有効期限の6ヶ月前から	免許証・健康保険証等

※更新時には、必ず住所が確認できる身分証明書をお持ちください。

☆その他

*登録カードを紛失された場合は、再発行料100円が必要です。

*登録内容に変更が生じた場合は、速やかにお知らせください。



お問い合わせ バイコム総合体育館 TEL (06) 6489-2027

(公財) 尼崎市スポーツ振興事業団 <http://www.aspf.or.jp>

尼崎市公共施設予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、別紙施設一覧に記載の施設（以下「対象施設」といいます。）の利用許可の申請をするために必要な尼崎市公共施設予約システム（以下「本システム」といいます。）の利用について必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用する者は、この規約に同意する必要があります。

2 第4条の規定により本システムの利用者登録を申し込んだ者は、この規約に同意したものとみなします。

(利用者登録の対象者等)

第3条 本システムの利用者登録を受けることができる者は、個人（小学校就学の始期に達した者に限ります。以下同じ。）及び団体とします。

2 本システムの利用者登録を受けた者は、本システムを利用することにより、対象施設の利用許可の申請をするために必要な利用の予約をすることができます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムを利用しようとする者（団体にあっては、その一の構成員）は、尼崎市が別に定める受付窓口（以下「受付窓口」といいます。）において、健康保険証、運転免許証、学生証、住民票その他の本人確認をすることができる書類（以下「本人確認書類」といいます。）を掲示のうえ、尼崎市有料公園施設等利用者登録申請書（以下「申請書」といいます。）に尼崎市が必要と認める書類を添えて提出しなければなりません。

2 15歳に達する日の属する年度の末日までにある者が前項の規定による申請をするには、その保護者の同意が必要です。

(利用者登録)

第5条 前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容を確認して別に定める登録要件を満たしていると認めるときは、尼崎市は、登録日、前条第1項の規定による申請した者（以下「申請者」といいます。）の氏名、住所、連絡先及び利用者番号その他尼崎市が必要と認める事項を本システムに登録します。

2 尼崎市は、前項の規定による登録（以下「利用者登録」といいます。）をしたときは、利用者登録内容通知書により利用者番号及び登録内容とその申請者に通知するとともに、利用者番号が記載された利用者登録カード（以下「登録カード」といいます。）を当該申請者に交付します。

(利用者登録カードの取扱い)

第6条 登録カードの取扱いは、次のとおりとします。

(1) 利用者登録を受けた者（以下「登録者」といいます。）は、第三者に登録カードを譲渡し、又は貸与してはいけません。

(2) 登録カードが不正に使用された場合は、登録者がその責を負うものとします。

(3) 登録者は、登録カードを紛失し、又は登録カードが盗難にあった場合は、直ちに、受付窓口においてその旨を尼崎市に届け出なければなりません。

(4) 登録者が登録カードを紛失した場合は、その再発行に要する費用は、登録者の負担とします。

(利用者番号及びパスワード)

第7条 登録者は、本システムを利用しようとするときは、第5条第2項の規定により通知された利用者番号（以下「利用者番号」といいます。）に対応する別に定める要件を満たすパスワードを定め、本システムに登録しなければなりません。

2 登録者は、利用者番号及び前項の規定により登録したパスワード（以下「登録パスワード」といいます。）を本システムに入力することにより、対象施設の利用の予約その他尼崎市が別に定める手続（以下「予約手続等」といいます。）を行うことができます。

3 利用者番号及び登録パスワードは、次のとおり取り扱うほか、登録者の責任において適切に管理しなければなりません。

(1) 利用者番号及び登録パスワードは、容易に第三者に知られないように管理すること。

(2) 登録パスワードは、定期的に変更するよう努めること。

(3) 尼崎市その他の者からの登録パスワードの照会に応じないこと。

(4) 登録パスワードを忘失したときは、速やかに、受付窓口まで届け出ること。

4 登録者は、利用者番号及び登録パスワードを譲渡し、若しくは貸与し、又は第三者に使用させてはなりません。

(利用者登録の変更)

第8条 登録者は、第5条第2項の規定により通知された登録内容に変更があったときは、速やかに、受付窓口においてその旨を尼崎市に届け出なければなりません。

2 前項の規定による届出は、登録カード及び本人確認書類を提示し、又は提出して、その変更内容を記載した届出書その他尼崎市が必要と認める書類を提出して行わなければなりません。

(利用者登録の有効期間)

第9条 利用者登録の有効期間は、登録日から3年を経過する日まで（個人登録の学生（柔道場、剣道場又は弓道場利用の高校生以下及び陸上競技場利用の大学生以下）は、毎年3月31日まで）とします。

(利用許可の申請及び使用料の納付)

第10条 登録者は、本システムにより対象施設の利用を予約したときは、その予約に係る利用日の利用開始時間までに、受付窓口において、当該予約に係る利用許可の申請を行うとともに、当該予約に係る対象施設の使用料を納付しなければなりません。

2 登録者は、予約に係る利用許可の申請又は使用料の納付をするときは、受付窓口において当該予約に係る登録カードを提示しなければなりません。

(予約等の取消し)

第11条 本システムにより対象施設の利用を予約した者（以下「予約者」といいます。）は、次のいずれかに該当するときは、本システムによりその予約の取消しをすることができます。ただし、利用の日の10日以内の予約取消しを行う者及び利用の許可を受けている者は、その取消しについて施設管理者に申し出なければなりません。

(1) 対象施設の利用の日の10日前までに申し出た場合

(2) 屋外施設で降雨等の悪天候や気象警報の発表などにより使用を中止する場合

(3) 屋外施設において猛暑により使用を中止する場合

(4) 自然災害等でやむを得なく使用できない場合

(利用の停止)

第12条 次のいずれかに該当する場合は、尼崎市は、あらかじめ登録者に通知することなく、当該登録者による本システムの利用を停止することができるものとします。

(1) 登録者が尼崎市都市公園条例、尼崎市都市公園条例施行規則、尼崎市魚釣り公園の設置及び管理に関する条例若しくは尼崎市魚釣り公園の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「対象条例等」といいます。）又はこの規約に違反した場合

(2) その他管理者が必要と認める場合

2 前項に規定するもののほか、予約者が、その予約に係る対象施設の利用の日の10日前までに当該予約の取消しを行わなかった場合において当該利用の日に当該対象施設を利用しなかったとき（当該日までに当該対象施設の使用料を納付しなかった場合に限り）は、尼崎市は、当該日の属する月の翌月の初日から末日までの間、当該予約者が新たに本システムにより対象施設の利用を予約することを停止することができるものとします。ただし、当該予約者に当該施設を利用しなかったことにつき正当な理由があると尼崎市が認める場合は、この限りではありません。

(利用者登録の抹消)

第13条 次のいずれかに該当する場合には、尼崎市は、あらかじめ登録者に通知することなく、その利用者登録を抹消することができるものとします。

- (1) 登録者が虚偽の利用者登録の申請をした場合
- (2) 登録者が対象条例等又はこの規約に違反した場合
- (3) 登録者が対象施設の使用料等を滞納した場合
- (4) 登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合
- (5) 登録者の所在が不明となった場合
- (6) 登録者が本システムに不正アクセスをした場合
- (7) 前号に掲げるもののほか、登録者が本システムの管理を故意に妨害した場合
- (8) 登録者が尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合
- (9) 登録者が引き続き3年間対象施設を利用しなかった場合
- (10) その他尼崎市が利用者登録を抹消することが適当であると認める場合

2 登録者が利用者登録の抹消を申し出たときは、尼崎市は、その利用者登録を抹消するものとします。

(本システムの休止)

第14条 尼崎市は、本システムについて緊急の保守又は点検を行う場合その他本システムの管理上必要があると認めるときは、予告なしに本システムの一部又は全部を停止することがあります。

(免責事項)

第15条 尼崎市は、登録者が本システムを利用したことにより生じた登録者又は第三者の損害について、一切の責任を負いません。

2 尼崎市は、本システムの休止、本システムの利用の停止等により登録者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(個人情報の保護)

第16条 尼崎市は、本システムの提供に当たり取得した登録者の個人情報（以下「登録個人情報」といいます。）について、その保護のために必要な措置を講じた上で、尼崎市の他の公共施設の予約手続等に係る本システムの運用に利用することがあります。

2 前項に規定するもののほか、尼崎市は、登録個人情報について、尼崎市個人情報保護条例（平成16年条例第48号）にしたがって、適切に管理するものとします。

(登録情報の字体)

第17条 申請書において使用された文字の字体を本システムにおいて使用することが困難である場合は、当該文字は、本システムにおいて表示される字体（標準文字）により登録するものとします。

(合意管轄)

第18条 行政事件を除き、本システムの利用に関して尼崎市と登録者との間に生ずる全ての紛争については、神戸地方裁判所尼崎支部を第一審の裁判所とします。

(利用規約の変更)

第19条 尼崎市は、必要があると認めるときは、登録者に承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとします。

2 登録者は、本システムの利用の都度、この規約の内容を確認することとし、前項の規定によるこの規約の変更後に本システムを利用したときは、その変更後の規約に同意したものとみなします。

3 尼崎市は、第1項の規定によりこの規約を変更したときは、受付窓口その他の場所においてその内容を周知するものとします。

(準拠法)

第20条 この規約には、日本法が適用されるものとします。

(雑則)

第21条 この規約に疑義のある事項その他この規約の遵守に必要な事項については、尼崎市が定めるものとします。

別紙

施設一覧

- 1 記念公園
 - (1) 総合体育館
 - ア メイン・アリーナ
 - イ サブ・アリーナ
 - ウ ※格技室（柔道場・剣道場）
 - エ ※弓道場
 - オ エクササイズスタジオ
 - カ 研修室・会議室
 - (2) ※陸上競技場
 - (3) ※補助陸上競技場
 - (4) テニスコート
 - (5) 野球場
- 2 橋公園
野球場
- 3 小田南公園
野球場
- 4 西向島公園
野球場
- 5 猪名川公園
 - (1) 野球場
 - (2) テニスコート
- 6 魚つり公園
 - (1) 野球場
 - (2) 多目的運動広場

※ なお、記念公園総合体育館の格技室（柔道場・剣道場）及び弓道場、陸上競技場並びに補助陸上競技場の個人利用については、本システムを適用しての予約はできません。